

別添資料 2

街路樹維持管理指針

令和 5 年 3 月

足立区

都市建設部

東部道路公園維持課 西部道路公園維持課



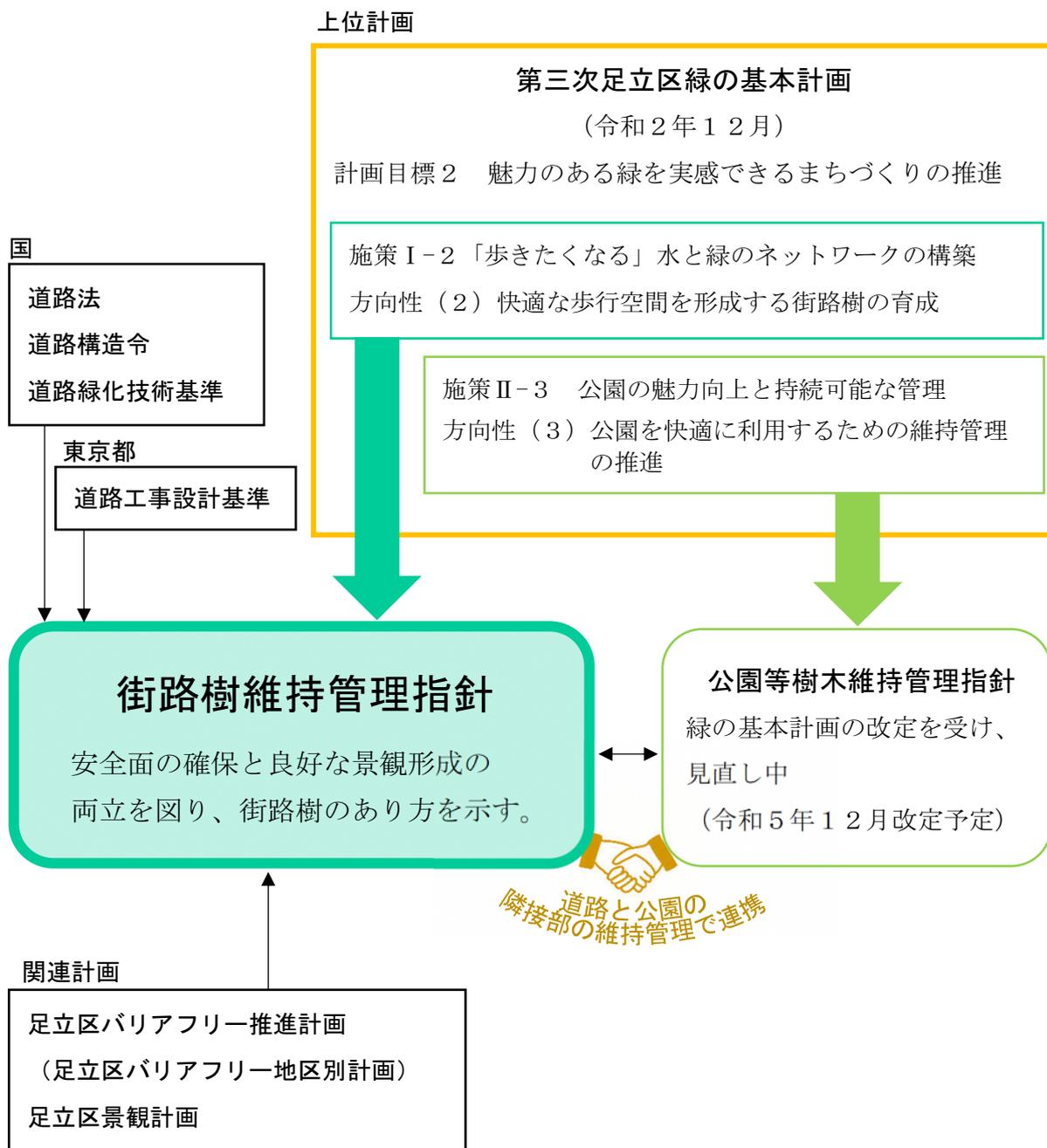
はじめに

足立区では、魅力のある緑を実感できるまちづくりを推進するため、「歩きたくなる」水と緑のネットワークづくりの一環として花の名所や並木道、遊歩道、親水緑道などを結ぶ「歩きたくなる」ルートの設定を進めています。「歩きたくなる」ルートの一つになりうる道路の緑は、安全面の確保と良好な景観の形成などに重要な役割を担っています。

本指針は、緑の基本計画などと整合を図りつつ、公園など沿道の緑や周辺のまちづくりの視点も取り入れ、より快適な通行空間を形成する道路の緑づくりに取り組むために策定するものです。公園や公共施設の緑とも連携を図り、一体感を持って維持管理を行います。

今後、緑の基本計画の見直しや改定があった際には、その内容を踏まえ、必要に応じて本指針も見直しを行います。

街路樹維持管理指針の位置付け



指針全体構成図



目次



| | |
|---------------------------------|----|
| 取り組み方針 編..... | 1 |
| 序 章..... | 2 |
| 第1章 足立区の街路樹の現状と課題..... | 3 |
| 1 道路の現状..... | 3 |
| 2 現況調査結果..... | 5 |
| 3 区内の街路樹の課題..... | 7 |
| 4 現況と課題の整理..... | 9 |
| 第2章 指針の目的と対象..... | 11 |
| 1 策定の目的..... | 11 |
| 2 推進体制..... | 11 |
| 3 対象とする街路樹路線..... | 12 |
| 第3章 足立区が目指す街路樹像..... | 14 |
| 1 目標..... | 14 |
| 2 取り組みの方向性..... | 15 |
| 実務 編..... | 19 |
| 序 章..... | 20 |
| 第1章 安全で快適な道路空間の確保..... | 21 |
| 1 安全な通行確保や事故防止のために配慮すべき事項..... | 21 |
| 2 快適な道路空間を目指した樹木管理..... | 24 |
| 3 安全確保のための手法..... | 27 |
| 4 人材育成と技術力向上..... | 31 |
| 第2章 良好な景観形成への試行..... | 33 |
| 1 シンボル並木の考え方..... | 33 |
| 2 既存の取り組み事例..... | 33 |
| 3 シンボル並木の形成に向けた取り組み..... | 37 |
| 第3章 街路樹のある全路線への展開・関係部署との連携..... | 52 |
| 1 路線ごとの目標・方針の設定..... | 52 |
| 2 データベース化の検討..... | 55 |
| 3 道路の新規整備・改良時の考え方..... | 56 |
| 4 公共施設等の沿道の緑地空間との連携..... | 58 |
| 資料編..... | 59 |

取り組み方針 編

本編では、街路樹の現状や課題を整理し、足立区が目指す街路樹像と安全で快適な道路の緑づくりに取り組む方向性を示します。

序 章



区では、持続可能で安心して住み続けられるまちづくりに向け、SDGs¹（持続可能な開発目標）を重要な指針の一つとして施策を展開しています。街路樹をはじめとする道路の緑もその一端を担い、安全で快適な道路環境をサポートする以下のような役割があります。

1 良好な景観や賑わいの形成

樹形、花や実などが街並みに統一感を与え、道路沿道空間を彩り、季節感やうらおいをもたらすとともに、ウォーキングやランニングコースとしての健康増進、地域資源・観光資源としての賑わい創出、まちのシンボルとしての役割が期待できます。



2 地球環境への配慮、貢献

枝や葉が道路に緑陰を形成し、夏の日差しを和らげ、周囲の気温上昇を抑えることで、ヒートアイランド現象の緩和が期待できます。また、鳥や虫などの生き物の移動場所や生息場所として生物多様性にも貢献できます。



3 交通安全の確保と防災性の向上

樹木により車と歩行者の分離が図れ、並木による運転者の視線誘導やヘッドライトの防眩効果により交通安全性の向上に役立ちます。また、火災時の熱吸収・低減による延焼防止や雨水の貯留・浸透による浸水被害軽減の効果があります。



本指針で主に関連する
SDGsの目標



¹ SDGs（エスディーゼーズ）とは、平成27年に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された国際目標のこと。

第1章 足立区の街路樹の現状と課題



1 道路の現状

(1) 足立区内の道路

足立区内の道路は、足立区が管理する道路（区道）のほか、国や東京都が管理する道路もあります。区道の総延長は約965kmで、区内の道路延長の90%以上を占めています。国道や都道に比べ幅の狭い道路が多く、日常生活を支える地域に根づいた道路となっています。

(2) 街路樹がある区道の状況

街路樹などの道路緑化された区道は約187kmで、区道延長の約19%を占めています。北千住駅東口ロータリーから続く電大通りのケヤキ並木や、まちづくりと連携して新たに整備された江北地区の東京女子医大通りの緑地などは、快適な通行と良好な景観とが両立した魅力的な道路空間として地域に親しまれています。

表 街路樹がある区道の現況

| 路線数 ² | 延長 | 街路樹の本数 | 年間維持費 |
|------------------|---------------|----------|--------|
| 約420路線 | 約187km(19.3%) | 約19,000本 | 約3.2億円 |



電大通り



東京女子医大通り

(3) 植栽形態

道路の緑化の対象は、歩道に設けられる植樹帯や植樹柵の他、中央分離帯などがあります。ここには、街路樹³だけでなく、低木や地被植物、つる植物やそれらを組み合わせて植樹される場合があります。

足立区が管理する道路の緑には次表のような植栽形態があります。

² 維持管理の管轄ごとにつけている路線名の数のため、道路の数とは異なる。

³ 道路用地内に植栽されている低木を除く樹高1m以上の樹木のこと。

表 区道の主な植栽形態

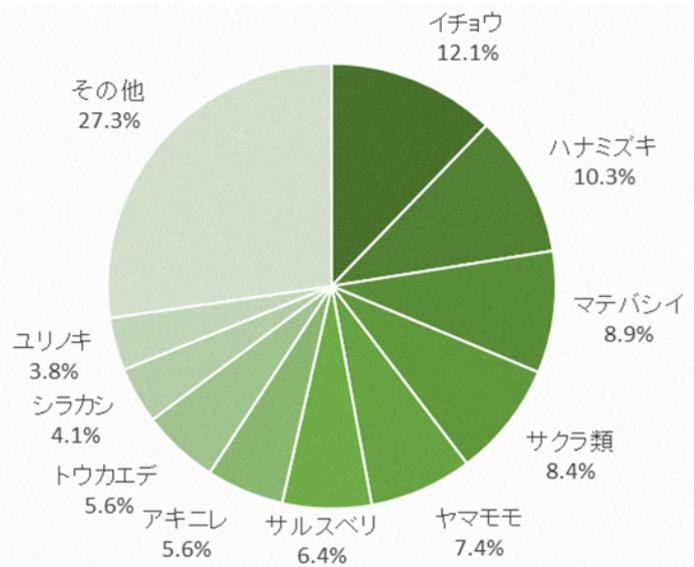
| 歩道植樹帯・植樹樹 | |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>高木のみ（植樹樹）</p>  | <p>高木＋低木／低木のみ（植樹帯）</p>  |
| <p>生垣</p>  | <p>つる植物</p>  |
| その他 | |
| <p>中央分離帯</p>  | <p>緑道</p>  |
| <p>駅前広場（ロータリー）</p>  | <p>交通島など</p>  |

2 現況調査結果

(1) 街路樹の種別割合

足立区が管理する道路に植栽されている街路樹は、イチョウ、ハナミズキ、マテバシイ、サクラ類、ヤマモモが多く、これら5樹種で全体の約50%を占めています。

| | 樹種 | 区分 | 本数 |
|----|-------|-----|--------|
| 1 | イチョウ | 落葉 | 2,310 |
| 2 | ハナミズキ | 落・花 | 1,961 |
| 3 | マテバシイ | 常緑 | 1,686 |
| 4 | サクラ類 | 落・花 | 1,591 |
| 5 | ヤマモモ | 常緑 | 1,415 |
| 6 | サルスベリ | 落・花 | 1,221 |
| 7 | アキニレ | 落葉 | 1,067 |
| 8 | トウカエデ | 落葉 | 1,064 |
| 9 | シラカシ | 常緑 | 782 |
| 10 | ユリノキ | 落葉 | 729 |
| | その他 | - | 5,190 |
| | 計 | | 19,016 |



1章
取り組み方針編

※区分 落葉/落：落葉樹、常緑：常緑樹、花：花を楽しめる種類

図 樹種別の本数と割合（上位10種）



(2) 道路幅員

歩道植樹帯・植樹柵の植栽形態の道路で、植栽部分を除いた歩道幅員の60%以上が、車いす同士でもすれ違いやすい幅とされる2mに満たない状況です。

表 街路樹のある道路の歩道幅員

| 道路幅員 | 路線数 | 延長 (km) | 歩道幅員 | 路線数 | 延長 (km) |
|---------|-----|---------|------|-----|---------------|
| 16m超 | 28 | 18.0 | 2m以上 | 23 | 15.5 |
| | | | 2m未満 | 5 | 2.6 |
| 12m～16m | 87 | 67.8 | 2m以上 | 47 | 32.7 |
| | | | 2m未満 | 40 | 35.2 |
| 12m未満 | 207 | 84.3 | 2m以上 | 50 | 17.1 |
| | | | 2m未満 | 157 | 67.2 |
| 合 計 | 322 | 170.1 | 2m以上 | 120 | 65.2 (38.3%) |
| | | | 2m未満 | 202 | 104.9 (61.7%) |

※幅員は、各路線の標準的な1か所で測定した数値

(3) 区民等からの要望対応

令和元年度から令和3年度に道路の維持管理部署へ寄せられた要望のうち、街路樹に関する要望は約500件で、要望全体の約17%を占めています。

内訳は、剪定要望が最も多く、その理由は、通行や見通し阻害、繁茂、落ち葉などです。要望に対応するため、樹木の生育に悪影響を及ぼす可能性のある適期以外の剪定や、樹形を悪くしてしまう強い剪定を実施せざるを得ない現状となっています。

表 区民からの要望内容の内訳

| 要望内容 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 計 |
|--------------|--------|--------|-------|--------|
| 道路の舗装・振動等 | 329件 | 417件 | 319件 | 1065件 |
| 交通安全施設関連 | 359件 | 235件 | 161件 | 755件 |
| その他（清掃、問合せ等） | 353件 | 268件 | 162件 | 783件 |
| 街路樹 | 193件 | 211件 | 135件 | 539件 |
| 合 計 | 1,234件 | 1,131件 | 777件 | 3,142件 |

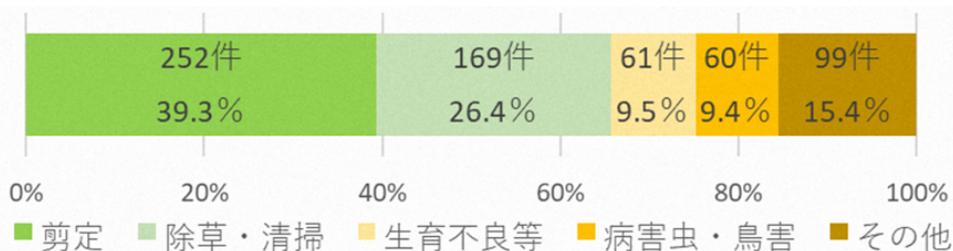


図 街路樹に関する要望の内訳（令和元年度から令和3年度）⁴

⁴ 1件で複数の要望がある場合、要望ごとに集計したため、表と図の合計件数が異なる。

3 区内の街路樹の課題

区内の街路樹は、昭和50年代以降に東京都で検討されてきた公害、地球環境問題に対応した道路緑化の位置付けにあわせ、緑量の拡大を最優先で整備されました。

緑化が進んだ一方、整備から長期間経過し、樹木の生長に伴い発生した問題や、宅地化など周辺土地利用の変化、ユニバーサルデザインの考え方など道路構造に関する基準の変化などにより、街路樹の様々な維持管理上の課題が発生しています。

(1) 安全な通行環境の確保への課題

ア 信号機や標識の視認阻害

信号や標識の手前に、生長の早い樹種が植栽され、街路樹の枝葉が道路に張り出し信号や標識が確認できない。



イ 安全な高さ(空間)⁵ が確保できない

落ち葉などの陳情対応のため強く切る剪定をくり返すことで、樹木が弱って幹や根元など低い位置から枝が発生する。枝が長く伸びやすい種類の低木が植栽されている。



ウ 根による舗装や縁石の持ち上がり

大きく生長した樹木の根により歩道の舗装や植樹樹の縁石が持ち上がり、段差による転倒事故の要因となる。



エ 狭い歩道の街路樹による通行阻害

緑化を優先したため、狭い歩道にも植栽されており、すれ違いにくいなど、通行を阻害している。



⁵ 道路において、構造物等により車両や歩行者の交通の安全性・円滑性に支障をきたすことを防ぐために定められた、構造物を配置してはいけない一定の幅と高さの範囲。建築限界といい、車道では4.5m、歩道では2.5mの高さが規定されている。

(2) 良好な景観形成への課題

ア 樹木本来の樹形が損なわれている

落ち葉などの陳情対応のため太い枝を切り詰める強剪定や、狭い歩道に大木となる樹種を植えていることで枝葉が民地に越境しやすく片側だけ切り詰める剪定をする場合があり、樹木本来の樹形が損なわれている。



イ 道路付属物との近接による樹形乱れ

信号機や標識、街路灯などとの近接や、樹上に電線などの架線が通っている場合など、樹木の生長が抑制されたり、支障となる枝を強く切ったりして、樹形が乱れる。



ウ 空樹の残置

道路整備当時の基準でつくられた狭い歩道は、木が枯れた際に新たな樹木を植えられないが、他の元気な樹木まで撤去するわけにはいかないため、街路樹と空樹が混在する不揃いな景観になっている。



エ 切り株の残置

大きな木が枯れた際、根まで抜くには歩道の舗装を剥がす大規模工事が必要のため、切り株を残さざるを得ない場合がある。



(3) 公園、公共施設の緑との関係性への課題

ア 維持管理の連携が図れていない

隣接する道路と公園の剪定や除草など植栽管理の作業時期が異なるなど、維持管理の連携が図れていない。



イ 街路樹と公園等の樹木が競合

公園などの公共施設と道路は、それぞれが独立した設計で一体感のない空間が散見される。特に、木が重なりあうことで相互の樹木の生育に影響を及ぼしている場合がある。



4 現況と課題の整理

以上のような街路樹の現況や課題は、次のような原因に起因していることが見えてきました。

- ①【構造】道路幅員が狭い、道路付属物等との近接
- ②【植栽】大きく生長した樹木、生育環境に合わない樹種
- ③【管理】維持管理の指針がなく担当者の判断で陳情対応職員が数年で異動するため知識・経験不足

原因のうち、【構造】や【植栽】は、改善するために大規模な工事を伴う場合が多く、解決には優先順位をつけて取り組んでいく必要があります。

また、【管理】については、維持管理に携わる職員、巡回点検や樹木の剪定等を行う委託業者が、共通認識を持って継続的な維持管理を行えるよう、街路樹の維持管理の方向性や手法を示すほか、剪定等の技術力向上にも取り組む必要があります。

表 課題と解決策

| 課題と要因 | | 解決策 | |
|-------------------|-------------------------------------------------------------------|-----------------|----------------------------------------------|
| (1) 安全な通行環境への課題 | ア 枝葉による信号機や標識の視認阻害 | 構造 | 離隔距離の確保、設置位置の適正化 |
| | | 植栽 | 目標樹形を設定して剪定 別樹種に植え替え、植栽間隔の調整 |
| | | 管理 | 指針の作成と活用 維持管理情報の記録 |
| | イ 安全な高さ（空間）が確保できない | 構造 | 歩道有効幅員を確保して緑化 |
| | | 植栽 | 目標樹形を設定して剪定 別樹種に植え替え |
| | | 管理 | 指針の作成と活用 管理方針を設定して計画的に管理 |
| | ウ 根による舗装や縁石の持ち上がり | 構造 | 植栽基盤（地中環境）の改善 防根材の設置 |
| 植栽 | | 大きく育った樹木を植え替え | |
| エ 狭い歩道の街路樹による通行阻害 | 構造 | 歩道有効幅員を確保して緑化 | |
| (2) 良好な景観形成への課題 | ア 強剪定などにより樹木本来の樹形が損なわれている | 構造 | 歩道有効幅員を確保して緑化 |
| | | 植栽 | 目標樹形を設定して剪定 別樹種に植え替え 大きく育った樹木を植え替え |
| | | 管理 | 職員等の知識・技術力向上 維持管理情報の記録 管理方針を設定して計画的に管理 |
| | イ 道路付属物との近接による樹形乱れ | 構造 | 離隔距離の確保、設置位置の適正化 |
| | | 植栽 | 植栽間隔の調整 |
| | ウ 空樹の残置による不揃いな景観 | 構造 | 歩道有効幅員を確保して緑化 |
| | | 管理 | 管理方針を設定して計画的に管理 |
| | エ 舗装を傷めずに抜くことが難しい大きな切り株の残置 | 構造 | 歩道有効幅員を確保して緑化 |
| 管理 | | 管理方針を設定して計画的に管理 | |
| (3) 公園・公共施設との関係 | ア 隣接する道路と公園の維持管理の連携が図れていない | 管理 | 維持管理情報の記録 管理方針を設定して計画的に管理 |
| | イ 街路樹と公園等それぞれが独立した設計で一体感のない空間となっていることで、街路樹と公園等の樹木が相互の生育に影響を及ぼしている | 構造 | 歩道有効幅員を確保して緑化 |
| | | 植栽 | 目標樹形を設定して剪定 別樹種に植え替え、植栽間隔の調整 |
| | | 管理 | 管理方針を設定して計画的に管理 |

要因の詳細

構造…道路幅員が狭い、道路付属物等との近接

植栽…大きく生長した樹木、環境に合わない樹種

管理…維持管理の指針がなく担当で異なる対応

職員が数年で異動するため知識・経験不足

第2章 指針の目的と対象



1 策定の目的

第三次足立区緑の基本計画(令和2年12月策定)において、区内の骨格となりえる「歩きたくなる」水と緑のネットワークの構築のために、快適な歩行空間を形成する街路樹の育成に取り組む方向性が示されています。一方、日常の維持管理では解決が難しい道路の構造上の課題も多く、街路樹の育成と安全面の確保の両立のために、今後の街路樹のあり方について、区全体から見た整理が必要となっています。

本指針では、緑の基本計画などとの整合を図りつつ、道路空間の特性に応じた維持管理の考え方や、新規道路整備・改修時の樹種選定、植栽方法などの方向性を定めます。

本指針を広く周知し、区民の皆さまに内容をご理解いただき、方針にご協力賜わることが、適切な街路樹の維持管理につながっていきます。

2 推進体制

第1章で整理した課題の原因【構造・植栽・管理】を改善し、街路樹の育成と安全面の確保の両立を目指した維持管理を行うため、次章「足立区が目指す街路樹像」で目標と取り組みの方向性を示します。具体的な手法は実務編に記載し、維持管理部署だけでは解決が難しい事項には、道路の整備や大規模な改修、沿道の公共施設やまちづくりなどに関わる部署とも連携して取り組みます。

取り組み方針編は、緑の基本計画の見直しや改定があった際に必要に応じて見直しを行います。実務編は、緑の基本計画の年度ごとのP D C A⁶や法令等の改正のつど、追記や更新を行っていきます。

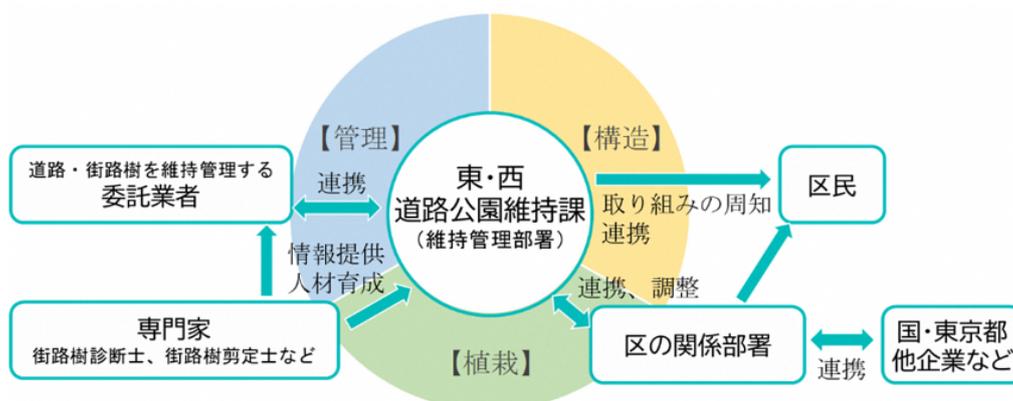


図 推進体制のイメージ

⁶ P L A N (計画)→D O (実行)→C H E C K (評価)→A C T I O N (改善)を繰り返すことで、取り組みの改善を継続し、よりよいものにしていく進行管理の考え方。「第三次足立区緑の基本計画」P 1 7に記載。

3 対象とする街路樹路線

足立区が管理している若しくは今後管理する予定の街路樹をはじめとする道路緑化に資する植栽のある路線すべてとします。

また、優先順位をつけて取り組む際の考え方として、地域に親しまれている路線や緑の基本計画等に位置付けのある路線など、足立区のシンボル並木となりうる路線には、次のようなものがあります。

(1) 足立区のシンボルとなる並木（路線）の考え方

ア 足立区の木「サクラ」の並木

【路線】 約20路線、延長約9 km

【現状】 地域のシンボルとして親しまれている一方、特に本数の多いソメイヨシノは、老朽化や病気・虫により弱っている木も多く、街路樹診断士による診断や回復処置を進めている路線もある。



イ 「歩きたくなる」ルートに位置付けられている路線

【路線】 10路線⁷、延長約4.4 km

【現状】 まちづくりと一体で整備された広い歩道の路線や車の通らない緑道など歩きやすい路線もある一方、狭い歩道や根で持ち上がる舗装などにより安全な通行が妨げられている路線や、落ち葉や鳥害などの対応による強い剪定で美しい並木となっていない路線もある。



ウ 都市計画道路⁸

【路線】 約80路線⁹、約60 km

【現状】 足立区内の都市計画道路¹⁰の計画延長は約161 kmで、そのうち整備区間延長は約125 km (約78%)。民地への車の乗り入れ部や電線共同溝等の地下埋設物が複雑に入り組んでいることから、植樹帯の



⁷ 第三次足立区緑の基本計画「歩きたくなる」ルートの一部

⁸ 「都市計画法」により、都市施設として定められている道路のこと。都市計画道路の整備に当たっては、植樹帯の設置などにより、道路の緑化が図られる。

⁹ 維持管理上、一つの都市計画道路に複数の路線名をつけている場合があるため、都市計画道路の数とは異なる。

¹⁰ 街路樹のある路線のみ。計画延長と整備区間延長に、区道以外の道路も含む。

第3章 足立区が目指す街路樹像



本章では、目指すべき街路樹の将来像と2つの目標を定め、それを達成するための取り組みの方向性を示します。

1 目標

緑の基本計画の計画目標2「魅力のある緑を実感できるまちづくりの推進」の一環として、区民の財産である街路樹の育成と安全面の確保の両立を図り、区民や地域住民の「誇りとなり」「歩きたくなる」「心地よい緑の空間づくり」を、目指すべき将来像として設定しました。

将来像

誇りとなり 歩きたくなる
心地よい緑の空間づくり



安全面の確保

【取り組み目標1】
安全で快適な
道路空間の確保

街路樹の育成

【取り組み目標2】
良好な景観形成に資する
街路樹の育成

「日常的に行う管理」と「優先順位をつけて行う管理」
「維持管理部署の取り組み」と「関係部署の取り組み」を
並行、連携して進めることで、将来像の実現を目指します。

2 取り組みの方向性

目指すべき将来像の実現のため、以下のとおり、2つの取り組み目標の方向性を示します。また、取り組みの具体的な手法は、実務編に記載します。

(1) 安全で快適な道路空間の確保【取り組み目標1】

既存の街路樹は、区の財産として守り育てることを原則として、日常の維持管理を行います。道路の構造が原因となる課題は一度に解決することが難しいため、優先順位をつけて順次対策を講じていきますが、その際は他部署と連携して行うなど、日常の維持管理と並行して中長期的に取り組んでいきます。

ア 維持管理の基準の共有化

区の職員は数年で異動するため、街路樹の維持管理に初めて携わる職員の手引きとなるよう、以下のような日常の維持管理の基本事項を整理し、実務編に記載します。

(ア) 安全な通行確保や事故防止

職員や巡回点検を行う委託業者が共通認識を持って日常の維持管理を行えるよう、安全な通行確保や事故防止のために配慮すべき事項について、法律等で定められている基準を整理し、わかりやすくまとめます。



(イ) 快適な道路空間を目指した樹木管理

夏場の緑陰形成や花木は花を楽しむよう適期に剪定するほか、樹勢確認や病虫害防除など各路線の植栽状況等に応じた樹木管理を実施するとともに、公園の除草や剪定と時期をあわせるなど、一体的な管理にも取り組みます。



(ウ) 街路樹診断等の活用

倒木や根上がりによる転倒などの事故防止の対応策として、街路樹診断の活用による樹勢回復や、樹勢の悪い樹木の植え替え、舗装の工事を伴う根上がり対策などに取り組みます。



図 樹木診断の活用

イ 計画的・効率的な維持管理手法の検討

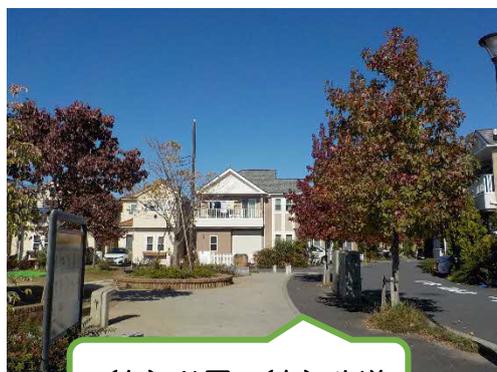
路線ごとに「街路樹台帳」を作成し、維持管理情報を記録し引き継ぐことで、

職員が変わっても継続した計画的な維持管理が行える仕組みをつくります。より効率的な維持管理のため、先進自治体の取り組みを参考にGISなどデータベース化も検討します。

ウ その他の公共施設等との連携

幅員の狭い歩道では、公園外周部と道路を一体利用できるように整備を行うなど、その他の公共施設と連携して安全性を確保します。

また、公共施設に限らず、周辺の大規模集合住宅や大学・企業・商業施設等と連携して、道路空間の快適性の向上を目指すことで、良好な景観形成にもつなげていきます。



(左) 公園、(右) 歩道



(左) 集合住宅、(右) 歩道

(2) 良好な景観形成に資する街路樹の育成【取り組み目標2】

区民や地域住民の「誇りとなり」「歩きたくなる」道路空間とするには、季節を感じられる美しい樹形の並木の形成が必要です。しかし、既に樹形が悪い樹木を美しい樹形に戻すためには、時間や手間がかかるため、優先順位をつけて課題解決に取り組めます。

ア 重点的に取り組む路線の選定

足立区の顔となるシンボル並木の形成を目指して地域ごとに重点的に取り組む路線を選定します。その際は緑の基本計画で「歩きたくなる」ルートに位置付けられた道路や駅前の街路樹がある道路などから選定し、樹種や道路形態に応じた路線ごとの目標・方針を設定します。



緑陰を確保できるように目標樹形を設定して剪定

イ 重点的に取り組む路線での試行と検証

重点的に取り組む路線では、課題解決のための新たな手法を試行するなど、技術力向上にも努め、PDCAサイクルにより、評価・改善を行い、その他の路線へ展開していきます。また、取り組みの手法や成果は、道路の新設・改良時の基準となるよう関連部署と共有していきます。

(ア) 職員や委託業者等の技術力向上

質の高い街路樹の維持管理を目指し、維持管理に携わる職員や委託業者に向けて街路樹剪定士による講習会を実施する、先進事例視察など課題解決の参考となる情報を収集して試行・検証を行うなど、知識と技術の向上に努めます。

(イ) 足立区の環境にあう街路樹の選定

新しく整備される路線や、課題対応のために樹種を変更する場合に、生育環境や道路形態にあう樹種を選定できるよう、おすすめの樹種・避けるべき樹種や植栽間隔の考え方を示し、無理なく維持管理ができる街路樹の形成を目指します。



ウ 路線ごとの目標・方針の設定

地域に親しまれる街路樹を目指し、街路樹のある全路線は順次、重点的に取り組む路線に選定した路線での取り組みや都市計画等を参考に、路線ごとの将来目標と維持管理の方針を設定します。

その際、ユニバーサルデザインの考え方や周辺の土地利用の状況なども踏まえ、構造上の課題への対応や他の緑で街路樹の機能を代替できる場合などは、街路樹を設けない選択肢も検討します。

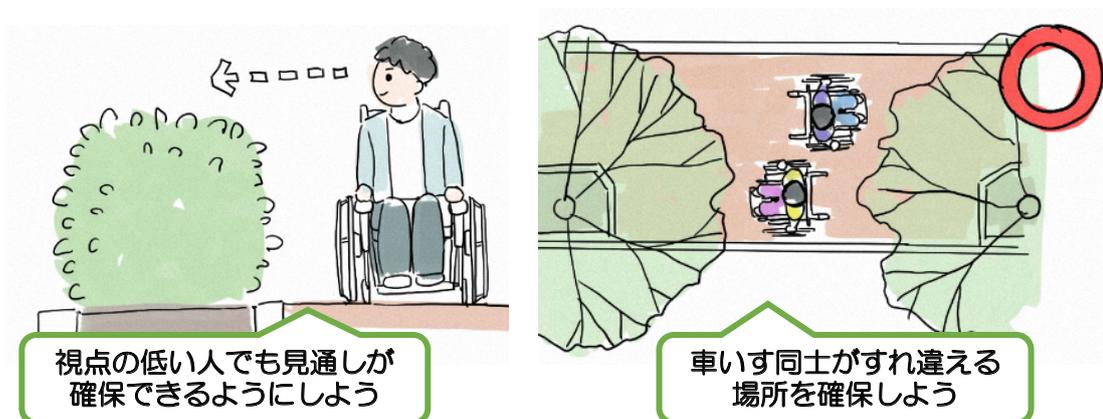


図 ユニバーサルデザインへの配慮

